

発議案第2号

北朝鮮による弾道ミサイルの発射に抗議する決議（案）

去る11月29日、北朝鮮は、国際社会の度重なる抗議と警告を無視し、再びICBM（大陸間弾道ミサイル）級とみられる弾道ミサイル一発を発射し、日本海の我が国の排他的経済水域内に落下させた。今回の発射は、国際社会の一致した平和的解決への強い意志を踏みにじり、関連する国連安全保障理事会決議等に明白に違反するものであり、断じて容認できるものではない。

これまでの北朝鮮による核実験及び度重なる弾道ミサイル等の発射に加え、今回の弾道ミサイル発射は、核・ミサイル開発をあくまでも継続するという北朝鮮の意図の表れであると考えられ、北朝鮮による核・ミサイル開発はこれまでにない重大かつ差し迫った脅威となっている。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し、繰り返されるその暴挙に、重ねて断固抗議するとともに、断固として非難するものである。

また、国は、北朝鮮に対する我が国独自の制裁措置をより一層強化するとともに、国際社会に対して、国連安全保障理事会決議の確実な履行を強く働きかけ、各国と緊密に連携し、北朝鮮が核兵器及び弾道ミサイル等の計画を即刻に放棄し、更なる軍事的挑発行動を行わないよう重ねて強く求めるべきである。

加えて、引き続き、国民に対して、迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、不測の事態に備えて不断に必要な態勢をとることのほか、我が国の平和と安全の確保、国民の安全と安心の確保に努め、外交交渉を含め、万全の措置を講じることを強く求める。

以上、決議する。

平成29年12月14日

香 川 県 議 会